

令和3年4月1日

各位

HOYA株式会社

代表執行役 最高経営責任者 鈴木 洋

株式会社ライフケア・アクシス

代表取締役 鈴木 祐太

HOYA株式会社及び株式会社ライフケア・アクシスによる会社分割に関する事後開示

(吸収分割会社／会社法第791条第1項第1号、第791条第2項及び会社法施行規則第189条に基づく事後備置書類)

(吸収分割承継会社／会社法第801条第3項第2号及び会社法施行規則第189条に基づく事後備置書類)

HOYA株式会社（以下「吸収分割会社」という）及び株式会社ライフケア・アクシス（以下「吸収分割承継会社」という）は、令和3年2月24日付吸収分割契約書に基づき、吸収分割会社がコンタクトクリーン館に関する事業（以下「本件事業」という）を吸収分割承継会社に承継させる本件事業の吸収分割（以下「本件吸収分割」という）を実施いたしました。よってここに本件吸収分割に係る事後開示をいたします。

なお、本件吸収分割は、吸収分割会社においては会社法784条2項に規定する簡易吸収分割、吸収分割承継会社においては会社法796条1項に規定する略式吸収分割及び会社法796条2項に規定する簡易吸収分割となります。

記

第1 吸収分割が効力を生じた日

令和3年4月1日

第2 吸収分割会社における会社法第784条の2、第785条、第787条及び第789条の規定による手続の経過

(1) 会社法第784条の2の規定による請求に係る手続の経過(差止請求手続)

会社法第784条第2項の簡易吸収分割に該当するため、会社法第784条の2の規定による請求

権は発生しません。

(2) 会社法第785条の規定による手続の経過（反対株主の株式買取請求）

本件吸収分割は、会社法第784条2項に規定する簡易吸収分割に該当するため、会社法第785条第1項第2号の規定により、会社法第785条の規定による手続は行っておりません。

(3) 会社法第787条の規定による手続の経過（新株予約権買取請求）

会社法第787条の規定に基づく新株予約権者による新株予約権買取請求の手続は行っておりません。

(4) 会社法第789条の規定による手続の経過（債権者の保護）

会社法第789条第1項第2号に定める債権者に該当する者がいないため、吸収分割会社は、会社法第789条の規定による手続は行っておりません。

第3 吸収分割承継会社における会社法第796条の2、第797条及び第799条の規定による手続の経過

(1) 会社法第796条の2の規定による手続の経過（差止請求手続）

本件吸収分割は、簡易吸収分割に該当するため、会社法第796条の2但書の規定により、吸収分割承継会社の株主に本件吸収分割をやめることの請求権は発生しません。

(2) 会社法第797条の規定による手続の経過（反対株主の株式買取請求）

本件吸収分割は、796条2項本文に規定する簡易吸収分割に該当するため、会社法第797条第1項但書きの規定により会社法第797条の規定による手続は行っておりません。

(3) 会社法第799条の規定による手続の経過（債権者の保護）

吸収分割承継会社は、会社法第799条第2項及び第3項に従い、令和3年2月26日付で官報公告を行うとともに、令和3年2月22日付で知れている債権者に対して個別の催告を行いました。異議申述期限までに、会社法第799条第1項の規定により異議を述べた債権者はありませんでした。

第4 吸収分割により承継した重要な権利義務

本件吸収分割により吸収分割承継会社が吸収分割会社から承継した資産の額は0円、負債の額は0円です。

第5 吸収分割に係る変更登記をした日

本件吸収分割に係る吸収分割会社及び吸収分割承継会社の変更登記申請はいずれも令和3年4月1日付で行いました。

第6 その他吸収分割に関する重要な事項

その他本件吸収分割に関する重要な事項はありません。

以上